



平成19年12月11日

各位

会社名 アルゼ株式会社
代表者名 代表取締役兼最高経営責任者（CEO）
余語 邦彦
（JASDAQ・コード6425）
問合せ先 取締役 堀 義人
電話 03-5530-3055（代表）

株式会社セタの株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

当社は、平成19年10月25日の取締役会において、株式会社セタ（証券コード4670、以下「対象者」といいます。）の株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の開始を決議し、平成19年10月26日から実施しておりましたが、本公開買付けが平成19年12月10日をもって終了いたしましたので、下記のとおり、本公開買付けの結果についてお知らせいたします。

記

1. 本公開買付け等の概要

(1) 対象者の名称
株式会社セタ

(2) 買付予定の株券等の数

株式等種類	株式に換算した 買付予定数	株式に換算した 買付予定の下限	株式に換算した 買付予定の上限
株券	4,155,380株	一株	一株
新株予約権証券	一株	一株	一株
新株予約権付社債券	一株	一株	一株
株券等信託受益証券	一株	一株	一株
株券等預託証券	一株	一株	一株
合計	4,155,380株	一株	一株

(3) 買付け等の期間
平成19年10月26日（金曜日）から平成19年12月10日（月曜日）まで（31営業日）

(4) 買付け等の価格
普通株式 1株につき金240円

2. 買付け等の結果

(1) 応募の状況

株券等の種類	株式に換算した 買付予定数	株式に換算した 買付予定の下限	株式に換算した 買付予定の上限	株式に換算 した応募数	株式に換算 した買付数
株券	4,155,380株	－株	－株	3,434,000株	3,434,000株
新株予約権証券	－株	－株	－株	－株	－株
新株予約権付社債券	－株	－株	－株	－株	－株
株券等信託受益証券	－株	－株	－株	－株	－株
株券等預託証券	－株	－株	－株	－株	－株
合計	4,155,380株	－株	－株	3,434,000株	3,434,000株

(2) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有 株券等に係る議決権の数	9,029個	(買付け等前における株券等所有割合68.48%)
買付け等後における公開買付者の所有 株券等に係る議決権の数	12,463個	(買付け等後における株券等所有割合94.53%)
対象者の総株主等の議決権の数	13,177個	－

(注1)「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が平成19年6月27日に提出した第25期有価証券報告書に記載された平成19年3月31日現在の総株主の議決権の数であります。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても対象としておりますので、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式（対象者が保有する単元未満自己株式を除きます。）に係る議決権の数（対象者における平成19年3月31日現在の議決権の個数である7個）を加えて、「対象者の総株主の議決権の数」を13,184個として計算しています（対象者の単元株式数は1,000株です。）。

(注2)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(3) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(4) 買付け等に要する資金

824百万円

(5) 決済の方法

①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
藍澤証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目20番3号

②決済の開始日

平成19年12月18日（火曜日）

③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け後の通知書を応募株主等の住所又は所在地（外国人株主の場合にはその常任代理人）宛に郵送いたします。

買付けは現金にて行います。買付けられた株券に係る売却代金は、応募株主等への指示により、決済開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金いたします。

3. 本公開買付けによる業績への影響の見通し

本公開買付けによる当社の連結業績及び個別業績への影響は軽微であります。

4. 本公開買付け後の方針等及び今後の見通し

当社は、本公開買付けにより対象者が保有する自己株式を除いた対象者普通株式の全てを取得できなかったため、当社は当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）の方法により、対象者の株主に対して対象者株式にかかる株式買取請求権行使の機会を提供しつつ、対象者株式の全てを取得することを予定しております。なお、本株式交換について、当社は簡易株式交換（会社法第 796 条第 3 項）、対象者は略式株式交換（会社法第 784 条第 1 項）の規定に基づき、それぞれ株主総会の承認を得ずに実施する可能性があります。また、当社は、関連法令についての当局の見解、当社以外を対象者株主の対象者株式の保有状況等によって、上記の方法に代えてそれと同等の効果を有する他の方法により、発行済の対象者株式の全てを取得する可能性があります。

本株式交換を実施する場合には、完全子会社となる対象者の株主に対して金銭を交付する予定であります。本株式交換により対象者株式 1 株につき交付される金銭の額は、本公開買付けの買付価格を基準に算定する予定であります。本公開買付けの買付価格と異なる可能性があります。先に述べたとおり、完全子会社となる対象者の株主は、法令の手続きに従い、対象者に対して株式買取請求を行うことができます。この場合の 1 株当たりの買取価格は、本公開買付けの買付価格及び本株式交換に際して対象者株式 1 株につき交付される金銭の額と異なる可能性があります。

以上